

高知県障害福祉人材確保等事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 高知県障害福祉人材確保等事業交付金の交付については、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知）（以下「国実施要綱」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 県は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とし、障害福祉サービス事業者等（国実施要綱に規定する「障害福祉サービス事業者等」及び「障害児通所支援事業所等」をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(対象事業所及び対象者)

第3条 本事業の対象となる事業所は、別表第1表1に掲げるサービス類型の事業所であって、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。以下同じ。）を算定しており、かつ第5条の要件を満たすものとする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

なお、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。

また、第6条の規定による計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所並びに指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない別表第1の表2に掲げる計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）及び地域相談支援（定着）については、本事業の対象外とする。

2 本事業による賃金改善の対象者は、対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員とする。事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、次の方法により算定を行うものとする。

交付額＝ $a \times b$ （1円未満の端数切捨て）

a 1月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（1月当たりの障害福祉サービス等報酬総額は、基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率（別表第1）

なお、障害福祉サービス等報酬総額は、高知県国民健康保険団体連合会から提供を受けた報酬総額単位数をもとに算定する。

（交付金の要件）

第5条 本事業の対象となる障害福祉サービス事業者等は、職場環境改善等に向けて次条に規定する交付申請時において、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

（1）福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

（2）業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）

（3）業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

2 障害福祉サービス事業者等は、交付額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。

3 障害福祉サービス事業者等は、交付金に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている事業所については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。障害福祉サービス事業者等は、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費の改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における人件費の改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る人件費の改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する人件費の改善内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

（交付申請）

第6条 障害福祉サービス事業者等は、別紙様式1による交付金交付申請書を知事に提出しなけ

ればならない。

- 2 前項の交付金交付申請書には、別紙様式2による計画書を含め、交付事業に係る関係書類を添付しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合(国実施要綱8(4)に該当する場合)には、事前に別紙様式4による変更に係る届出書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。

(交付決定)

第8条 知事は、交付金の交付に係る申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、障害福祉サービス事業者等に対し、通知するものとする。ただし、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、障害福祉サービス事業者等が交付金の停止に該当する場合(国実施要綱9(1)に該当する場合)又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 障害福祉サービス事業者等は、職場環境改善期間の終了後、令和7年7月末日までに別紙様式3による実績報告書を、知事に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る障害福祉サービス事業者等が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により交付金の額が確定した後に、概算払した額を差し引き交付金を交付する。

(是正のための措置)

第 13 条 知事は、前条の場合において、当該報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、障害福祉サービス事業者等に対し当該交付事業に適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

- 2 第 11 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う交付事業について準用する。

(交付金の返還)

第 14 条 知事は、第 9 条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合又は障害福祉サービス事業者等が交付金の停止に該当する場合（国実施要綱 9（1）に該当する場合）において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付された当該交付金の一部又は全部を返還させることができる。

- 2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による返還の命令に係る交付金の交付の決定の取消しについて、やむを得ない事情があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等の申請により、当該返還の期限を延長することができる。

(情報の開示)

第 15 条 障害福祉サービス事業者等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 7 条第 4 号、第 9 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

表 1 高知県障害福祉人材確保等事業交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援 A 型	5.5%
就労継続支援 B 型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

備考 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 高知県障害福祉人材確保等事業交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別表第2（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。